

入園月(入園希望月)の末日までに、取得中又は取得予定の育児休業を変更短縮して職場復職し、就労を継続される方は、【注意事項】をお読みいただき、下記申立書の必要事項に記入の上、入園申込書類と併せてご提出ください。

育児休業からの復職に関する申立書

新宿区長宛て

(産前産後休暇中、又は育児休業中の)

保護者氏名 _____

住所 新宿区 _____

第一希望園名 _____ 園

上記産前産後休暇中、又は育児休業中の保護者は、入園申込みに際し、下記のとおり申し立てます。

記

^{フリガナ}
(申込児童氏名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)の保育施設・地域型保育事業の入園が決定した場合は、入園月の末日までに、育児休業を終了して復職し、これに伴う「復職証明書」を復職後2週間以内に提出します。

また、理由に関わらず復職できない場合または復職証明書を上記期限内に提出できない場合は、保育施設・地域型保育事業への入園の内定・決定が取消しまたは退園となることに異議はありません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(産前産後休暇中、又は育児休業中の)

保護者署名 _____ (父・母)

上記申し立てに同意します。※ひとり親家庭は記入不要です

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(産前産後休暇中又は育児休業中でない) 保護者署名 _____ (父・母)

【注意事項】

- ※1 やむを得ない事由で、入園月の末日までの復職ができない場合は、入園月の翌月1日までに復職していただきます。
- ※2 復職とは、産前産後休暇または育児休業を取得している勤務先に、産前産後休暇または育児休業取得前と同じ条件(雇用形態・就労日数・就労時間など)で復職して就労することを意味します。なお、派遣社員として就労している場合は、派遣元を変えずに、同じ派遣先もしくは別の派遣先で就労していただきます。
- ※3 復職後に育児短時間等を取得する場合、就労日数は変わらずに1日あたり2時間以内の取得であれば、育児短時間等の取得前の就労状況で指数を算定します。入園内定後または入園後に就労日数を短縮していること、1日あたり2時間を超えて取得していることが分かった場合は、取得後の就労状況で改めて利用調整を行います。その結果、保育施設・地域型保育事業への入園の内定・決定が取消しまたは退園となる場合があります。